

## 第1種 法 令

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1時間15分）

2 問題数：30題（14ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中に入れてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。  
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問いに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

**問1** 放射線障害防止法の目的に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「」という。）のその他の取扱いをすることにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

|   | <input type="text" value="A"/> | <input type="text" value="B"/> | <input type="text" value="C"/> | <input type="text" value="D"/> |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 販売、賃貸                          | 放射性廃棄物                         | 処理                             | 制限                             |
| 2 | 保管、運搬                          | 放射化物                           | 廃棄                             | 制限                             |
| 3 | 販売、賃貸                          | 放射性汚染物                         | 廃棄                             | 規制                             |
| 4 | 保管、運搬                          | 放射性汚染物                         | 廃棄                             | 規制                             |
| 5 | 販売、賃貸                          | 放射化物                           | 処理                             | 規制                             |

**問2** 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

A 放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設」をいう。

B 作業室とは、「密封されていない放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする室」をいう。

C 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。

D 廃棄作業室とは、「放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化（固型化するための処理を含む。）する作業を行う室」をいう。

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問3** 使用の許可又は届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、コバルト 60 の下限数量は 100 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたコバルト 60 が製造されたのは、平成 25 年 4 月 1 日とする。

- A 1個当たりの数量が、100メガベクレルの密封されたコバルト60を3個で1組として装備し、その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が、10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備したレベル計のみ10台を使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 1個当たりの数量が、1メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した表示付認証機器のみ10台を認証条件に従って使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 1個当たりの数量が、100キロベクレルの密封されたコバルト60を装備した校正用線源のみ1個を使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問4** 表示付認証機器の使用の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、表示付認証機器について認証条件に従った使用、保管及び運搬をする場合とする。

- A 許可使用者は、新たに表示付認証機器の使用をするときは、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 表示付認証機器使用者は、当該表示付認証機器の使用をするときは、使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器届出使用者は、表示付認証機器に係る届け出た事項を変更したときは、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 表示付認証機器使用者は、当該表示付認証機器の使用をするときは、原子力規制委員会への届出を要しない。

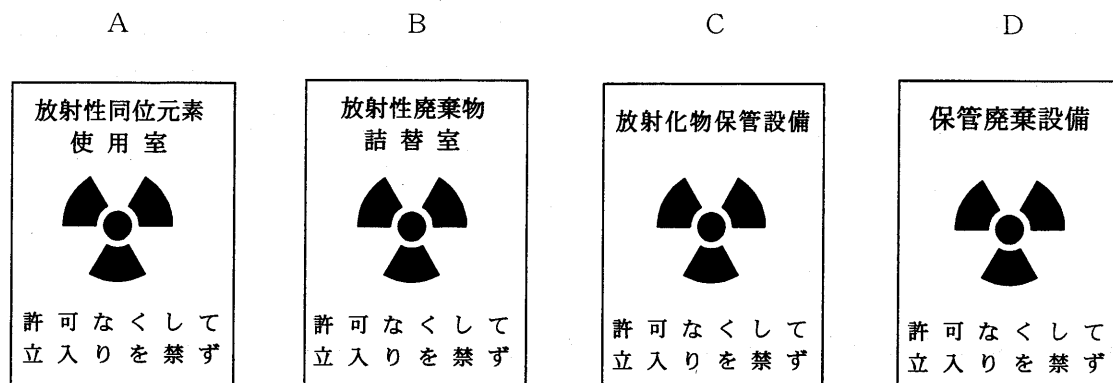
1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD

問5 次のうち、届出販売業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 販売所の所在地
- B 放射性同位元素の種類
- C 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- D 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問6 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD

問7 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち、変更の許可を要しない軽微な変更として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素の1週間における使用時間数を30時間から20時間に変更する。
- B 使用施設の管理区域の一部を縮小する。(ただし、工事を伴わないものに限る。)
- C 同一事業所内にある独立した2つの保管廃棄設備のうち、1つを廃止する。
- D 同一管理区域内に設置された370ギガベクレルの密封されたイリジウム192を装備した近接照射治療装置1台と370メガベクレルの密封されたニッケル63を装備したガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(以下「ディテクタ」という。)1台のうちディテクタ1台を廃止する。(ただし、管理区域は変更しないものとし、それぞれの線源は耐火性の構造の容器に入れて保管されているものとする。)

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問 8** 1個当たりの数量が7.4ギガベクレルの密封されたプロメチウム147を装備した厚さ計のみ2台を使用している者が、装置の経年劣化により、その2台を同じ使用の目的で1個当たりの数量が18.5ギガベクレルの密封されたクリプトン85を装備した厚さ計2台に同時更新し、使用することになった。この場合に、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、プロメチウム147の下限数量は10メガベクレル、クリプトン85の下限数量は10キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 2 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更許可申請をしなければならない。
- 4 許可使用に係る申請をしなければならない。
- 5 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。

**問 9** 放射線障害防止法の放射性同位元素装備機器の設計認証に関する次の文章の  ~  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「放射性同位元素装備機器を  し、又は  しようとする者は、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の  その他の  に関する条件について、原子力規制委員会の認証を受けることができる。」

|   | <input type="text" value="A"/> | <input type="text" value="B"/> | <input type="text" value="C"/> | <input type="text" value="D"/> |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 製造                             | 輸入                             | 年間使用時間                         | 使用、保管及び運搬                      |
| 2 | 生産                             | 販売                             | 使用時間                           | 使用、貯蔵及び廃棄                      |
| 3 | 設計                             | 販売                             | 年間使用時間                         | 使用、保管及び運搬                      |
| 4 | 生産                             | 輸入                             | 使用時間                           | 使用、貯蔵及び運搬                      |
| 5 | 製造                             | 販売                             | 使用時間                           | 使用、保管及び廃棄                      |

**問 10** 密封された放射性同位元素について、数量が 100 テラベクレルの貯蔵能力の貯蔵施設を有する特定許可使用者が、新たに密封された放射性同位元素 1 個を貯蔵する貯蔵施設を増設するとき、施設検査を要しない軽微な変更となる放射性同位元素の数量として放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 37 ペタベクレル
- 2 10 ペタベクレル
- 3 1 ペタベクレル
- 4 10 テラベクレル
- 5 1 テラベクレル

**問 11** 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 固型化処理設備は、放射性同位元素等が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにくい構造としなければならない。
- B 廃棄施設は、その主要構造部等を耐火構造としなければならない。
- C 排水設備は、排液が漏れにくい構造とし、排液が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料を用いなければならない。
- D 焼却炉は、排気設備に連結された構造としなければならない。

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 12** 放射化物保管設備の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射化物保管設備は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。
- B 放射化物保管設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- C 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
- D 放射化物保管設備には、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。

- 1 ABCのみ    2 ADのみ    3 BCのみ    4 Dのみ    5 ABCDすべて

問 13 表面密度限度に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

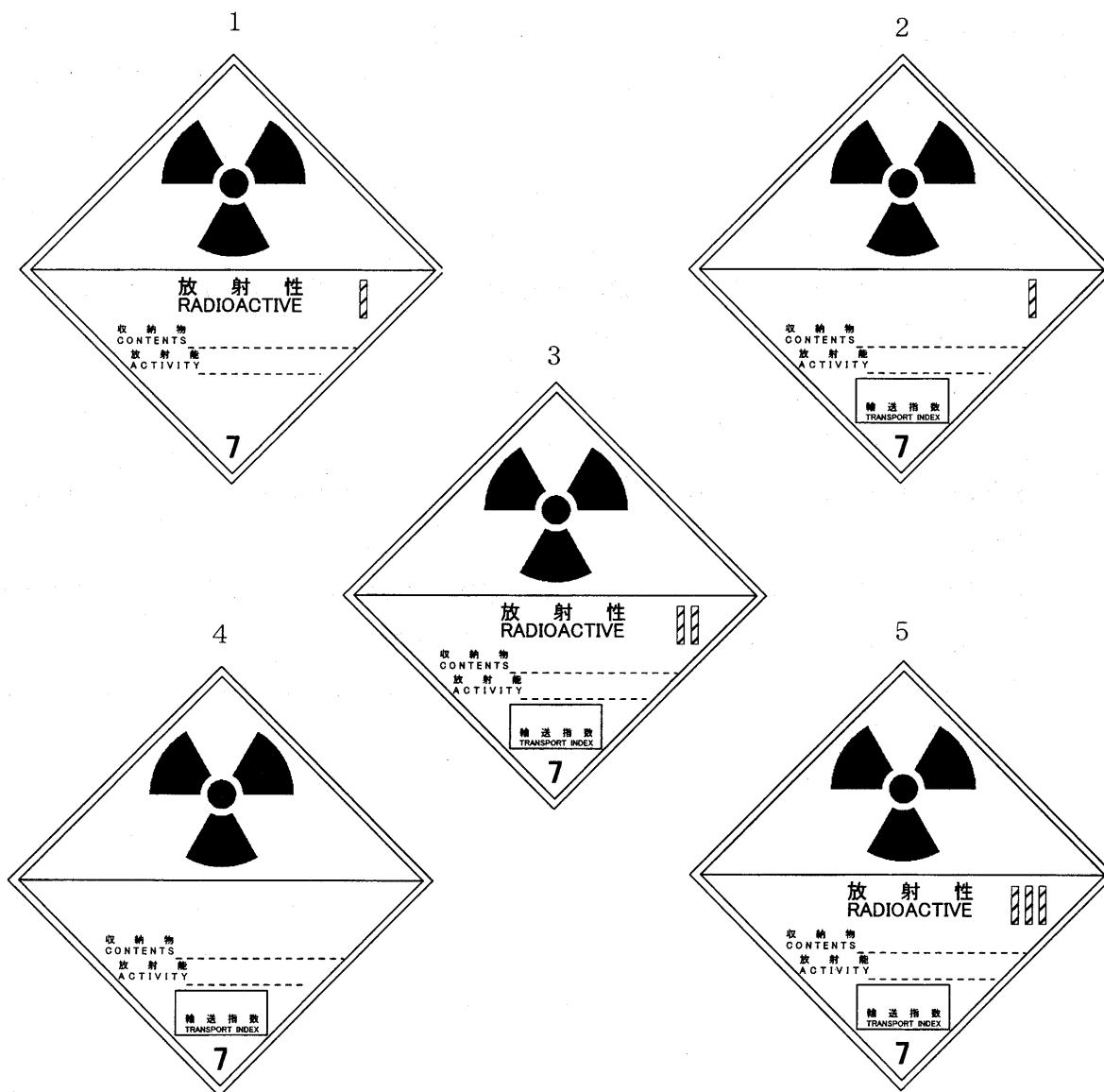
| 放射性同位元素      | 表面密度限度<br>[ベクレル毎平方センチメートル] |
|--------------|----------------------------|
| A 炭素 14      | 40                         |
| B セシウム 137   | 4                          |
| C ポロニウム 210  | 4                          |
| D アメリシウム 241 | 0.4                        |

1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

問 14 使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素の使用は、作業室において行うこと。
  - B 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること。
  - C 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。
  - D 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

問 15 次の標識のうち、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準により、表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えない放射性輸送物に取り付けるものとして、放射線障害防止法上定められているものはどれか。ただし、この場合、標識の大きさと色彩は放射線障害防止法によるものとし、放射性輸送物はL型輸送物でないものとする。





問 16 次の記述のうち、液体状の放射性同位元素等の廃棄の方法として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 焼却炉において焼却すること。
- B 排水設備において、浄化し、又は排水すること。
- C 容器に封入し、又は固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により容器に固型化して貯蔵施設において保管廃棄すること。
- D 固型化処理設備においてコンクリートその他の固型化材料により固型化すること。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

問 17 妊娠中である女子の放射線の量の測定及び線量限度に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 本人の申出等により許可使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間における腹部表面の等価線量は、1センチメートル線量当量とする。
- B 腹部表面の等価線量限度は、本人の申出等により許可使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2ミリシーベルトである。
- C 内部被ばくによる線量の測定は、原子力規制委員会の定めるところにより、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあつては、本人の申出等により許可使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間3月を超えない期間ごとに1回行う。
- D 内部被ばくの実効線量限度は、本人の申出等により許可使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき1ミリシーベルトである。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 18** 1種類の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときの内部被ばくによる実効線量の算出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。ただし、実効線量の算出に用いる実効線量係数は、告示(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)別表第2の第1欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、それぞれ吸入摂取した場合にあっては同表の第2欄、経口摂取した場合にあっては同表の第3欄に掲げる値とする。

- 1 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の排泄量と実効線量係数の商
- 2 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量と実効線量係数の積
- 3 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の全身残留量と実効線量係数の積
- 4 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量と実効線量係数の商
- 5 吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の全身残留量と実効線量係数の商

**問 19** 放射線業務従事者の受けた外部被ばくによる実効線量を算定する場合に含まれる被ばくとして、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 診療を受けるための被ばく
  - B 1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線による被ばく
  - C 自然放射線による被ばく
  - D 1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線による被ばく
- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問 20** 放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。
  - B 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
  - C 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
  - D 代表者の氏名及び経歴に関すること。
- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 21** 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前に行わなければならないが、時間数は定められていない。
- B 放射線業務従事者に対する教育及び訓練で定める項目は、「放射線の人体に与える影響」、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い」、「放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令」及び「放射線障害予防規程」の4項目である。
- C 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。
- D 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後であっては1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

- 1 ACDのみ    2 ABのみ    3 ACのみ    4 BDのみ    5 BCDのみ

**問 22** 健康診断に関する次の記述のうち、放射線業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断を行わなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 皮膚の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき、300ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- B 実効線量について、4月1日を始期とする1年間につき、100ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- C 眼の水晶体の等価線量について、4月1日を始期とする1年間につき、300ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- D アルファ線を放出する放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が20ベクレル毎平方センチメートルであり、その汚染を容易に除去することができないとき。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

問 23 次のうち、許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
- B 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- C 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- D 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

問 24 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等に関する次の文章の  ～  に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 28 条 許可取消使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、放射性同位元素の譲渡し、放射性同位元素等による汚染の 、 の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 許可取消使用者等は、前項の措置を講じようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、 を定め、原子力規制委員会に届け出なければならない。」

|   | A     | B      | C            |
|---|-------|--------|--------------|
| 1 | 除去    | 放射化物   | 危険時の措置に関する事項 |
| 2 | 状況の測定 | 放射性汚染物 | 危険時の措置に関する事項 |
| 3 | 除去    | 放射性汚染物 | 廃止措置計画       |
| 4 | 状況の測定 | 放射化物   | 廃止措置計画       |
| 5 | 除去    | 放射性廃棄物 | 廃止措置計画       |

問 25 事故届に関する次の文章の [ A ] ~ [ C ] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から運搬を委託された者を [ A ]。）は、その所持する放射性同位元素について [ B ] その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は [ C ] に届け出なければならない。」

|   | [ A ] | [ B ]       | [ C ] |
|---|-------|-------------|-------|
| 1 | 含む    | 破損、放射線障害の発生 | 海上保安官 |
| 2 | 除く    | 破損、放射線障害の発生 | 自衛官   |
| 3 | 除く    | 盗取、所在不明     | 海上保安官 |
| 4 | 含む    | 盗取、所在不明     | 海上保安官 |
| 5 | 除く    | 盗取、所在不明     | 自衛官   |

問 26 危険時の措置における緊急作業に係る線量限度に関する次の文章の [ A ] ~ [ C ] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「緊急作業に係る線量限度は、実効線量について [ A ] ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について [ B ] ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について [ C ] シーベルトとする。」

|   | [ A ] | [ B ] | [ C ] |
|---|-------|-------|-------|
| 1 | 100   | 300   | 1     |
| 2 | 100   | 500   | 2     |
| 3 | 150   | 300   | 1.5   |
| 4 | 150   | 500   | 1     |
| 5 | 150   | 500   | 2     |

**問 27** 濃度確認を受けようとする者が、あらかじめ行う放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請に関する次の記述のうち、許可使用者が原子力規制委員会に提出しなければならない申請書に添える書類において説明する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。
- B 放射能濃度を決定する方法に関すること。
- C 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。
- D 放射能濃度の測定及び評価の信頼性を確保するための措置に関すること。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 28** 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者の選任を要しない。
- B 下限数量を超える密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない診療放射線技師を選任することができる。
- C 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として賃貸するときは、放射線取扱主任者として第3種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。
- D 放射線発生装置のみを研究のために使用するときは、放射線取扱主任者として第1種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。

1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 29** 放射線取扱主任者に定期講習を受講させなければならない事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 許可使用者
- B 表示付認証機器のみを賃貸する届出賃貸業者
- C 許可廃棄業者
- D 届出使用者

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

- 問 30** 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。
- A 出張の期間が 30 日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 10 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が 10 日であったので、第 3 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- C 出張の期間が 30 日であったので、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 10 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が 3 日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

